

平成 16 年 4 月 14 日

## 社宅・寮利用料金についての確認書

光和精鉱株式会社と光和精鉱労働組合は社宅料・光和寮・借上社宅利用料金等の取扱いについて下記のとおり合意した。

### 記

#### 1. 社宅について

##### (1) 利用料金

平成 15 年 4 月 30 日以前の入居者

① 既存入居者 (月額)

年齢区分	料金
30歳未満	8,000円
30～35歳未満	10,000円
35～40歳未満	13,000円
40歳以上	18,000円

平成 15 年 5 月 1 日以降の入居者

② 室内リフォームレベルアップ後(月額)

年齢区分	料金
30歳未満	13,000円
30～35歳未満	15,000円
35～40歳未満	18,000円
40歳以上	23,000円

- ① 社宅利用料金は 4 月 1 日の満年齢により、それぞれの金額を徴収する。
  - ② 転勤により通勤可能地区に自己の居住住宅を所有している者(以下 持家者という)が社宅に入居する場合は利用料金②の 30 歳未満を適用する。
- (2) 社宅空き部屋の利用について
- ① 社宅に空き部屋がある場合は、会社の指定する空き部屋を倉庫として共同使用する事を認める。ただし、会社から、明渡しを要請された時は、1 か月以内に明け渡すこととする。料金は月額 2,000 円とする。

#### 2. 光和寮について

##### (1) 寮費

年齢区分	料金
35歳未満	6,000円
35歳以上	10,000円

- ① 光和寮利用料金は 4 月 1 日の満年齢により、それぞれの金額を徴収する。
  - ② 転勤により、子弟の教育、家族の傷病、その他やむを得ない理由から、居を一にする配偶者を残し単身で赴任する者(以下 単身赴任者という)については、35 歳未満料金を適用する。
  - ③ 光和寮の上下水道料および電気料金を受益者負担とし、次の計算式により金額を徴収する。  
(光和寮全体当月分の上下水道料+電気料) × 1/2 ÷ 保有戸数(16 戸)(円未満切捨)
- (2) 料金改定経過措置
- ① 平成 16 年 4 月以降、毎年 4,000 円を加算し、該当使用料金となるまで毎年 4 月に金額加算する。

### 3. 駐車場について

#### (1) 駐車料金

台数	料金
1台目	2,000円
2台目	4,000円

- ① 駐車場利用は原則として1戸につき1台とするが、E棟およびD棟駐車場の空き状況により2台目の駐車を許可する。
- ② E棟居住者がE棟駐車場の満車によりD棟駐車場を利用する場合は1台目料金を適用する。
- ③ 料金は当月分を当月に徴収する。
- ④ 駐車場利用車輛は届出を必要とする。

### 4. 借上社宅利用料金

#### (1) 借上社宅の選定と上限額

- ① 居住場所および家屋の選定は、本人希望を参酌して、会社が借上社宅として居住を選定する。
- ② 東京・関西地区の家賃および共益費については、家族帯同者12万円、単身赴任者または独身者8万円を上限とする。この限度額を超えるものについては全額個人負担とする。この場合、契約時の敷金、礼金、手数料等についても月例家賃にスライドする金額相当は個人負担とする。

#### (2) 会社負担と個人負担

- ① 契約時の敷金、礼金、手数料などについては全額会社負担とする。
- ② 駐車場料金は全額個人負担とする。この場合、駐車場が付属している家賃でその料金が明確に区分されている場合は、その駐車場料金は個人負担とする。
- ③ 光熱・上下水道料金は全額個人負担とする。

#### (3) 利用料金

- ① 戸畑社宅利用料金表②の該当年齢区分により金額を徴収する。ただし、持家者が、東京・関西地区への転勤に伴い借上社宅を利用する場合は、戸畑社宅利用料金表②の30歳未満料金を適用する。また、単身赴任者については、戸畑光和寮利用料金35歳未満を適用する。

### 5. 語句の定義

本確認書の語句の定義は次のとおりとし、会社が認定する。

#### (1) 持家者

- ① 通勤可能地区に自己の居住住宅を所有している者。

#### (2) 転勤者

- ① 人事異動により本人の居住地の移動を伴う者。
- ② 結婚、家族の死亡などにより、同居、家族構成の変化があった場合は判定を見直す。
- ③ 中途採用者が採用時の居住地から勤務地へ転居する必要がある場合に転勤者とみなす。

#### (3) 単身赴任者

- ① 転勤により、子弟の教育、家族の傷病、その他やむを得ない理由から居を一にする配偶者を残し別居して生活する者を単身赴任者という。

#### (4) 家族帯同者

- ① 配偶者・子および扶養親族と同居する者。

### 6. 北九州地区の料金改定経過措置

- ① 平成15年4月30日以前の社宅入居者については、平成16年4月以降、毎年4,000円を加算し、

該当使用料金となるまで毎年4月に金額加算する。(別表1参照)

- ②平成15年5月1日以降の入居者は既存入居者使用料金+5,000円を徴収する。
- ③平成15年4月1日以降の入社の者はリフォームヘルプアップ後料金を徴収する。(別表2参照)

(2) 受益者負担

- ①平成15年7月から社宅下水道料金を受益者負担とする。

(3) 東京・関西地区の料金改定経過措置

- ①借上社宅利用者については、平成15年4月1日現在の借上社宅利用料金から毎年4,000円を加算し、該当金額となるまで毎年4月に金額加算する。
- ②平成16年4月1日以降の東京・関西地区への転勤による借上社宅利用者も、①と同様の金額を徴収する。
- ③平成15年4月1日以降の入社の者は、料金改定経過措置対象外とし、戸畑社宅利用料金表②の該当年齢区分により金額を徴収する。

7. 北九州地区社宅・寮利用料金徴収開始時期について

- (1)平成15年7月 上下水道・電気料利用料金受益者負担分
- (2)平成16年1月 駐車場利用料金(2台目について)
- (3)平成16年4月 社宅・寮利用料金(1年目の改定)
- (4)平成17年1月 駐車場利用料金(1台目について)

8. 適用対象者

適用対象者は社員および再雇用社員とする。

9. 実施日

平成15年4月1日より実施する。

以上

平成16年4月22日

光 和 精 鋳 株 式 会 社

総 務 部 長 中 野 正 明

光 和 精 鋳 労 働 組 合

書 記 長 植 野 哲 生

## 別表1

## 既存入居者利用料金改定テーブル

	年齢	料金	年齢	料金	年齢	料金	年齢	料金
2003 /4月	30歳 未満	2,000円	30歳	2,000円	35歳	2,000円	40歳 以上	2,000円
2004 /4月		6,000円	31歳	6,000円	36歳	6,000円		6,000円
2005 /4月		8,000円	32歳	10,000円	37歳	10,000円		10,000円
2006 /4月			33歳		38歳	13,000円		14,000円
2007 /4月			34歳		39歳			18,000円

## 別表2

## 新規入居者利用料金改定テーブル

	年齢	料金	年齢	料金	年齢	料金	年齢	料金
2003 /4月	30歳 未満	7,000円	30歳	7,000円	35歳	7,000円	40歳 以上	7,000円
2004 /4月		11,000円	31歳	11,000円	36歳	11,000円		11,000円
2005 /4月		13,000円	32歳	15,000円	37歳	15,000円		15,000円
2006 /4月			33歳		38歳	18,000円		19,000円
2007 /4月			34歳		39歳			23,000円